

「円借款事業におけるDispute Board活用にかかる調査」

(公告日：2018年1月24日／公告番号：国契-17-112) について、入札説明書に関する質問と回答は以下のとおりです。

独立行政法人国際協力機構
調達部次長（契約担当）

通番	該当頁	項目	質問	回答
1	第1. 6 頁目	第1 7. 下見 積書 (3)	「下見積書提出後、その内容について当機構から説明を求める場合には、これに応じさせていただきます。」との記載がありますが、説明を求められない場合、提出した下見積書の内容はどのように扱われ、また、貴機構予算に収まったとの理解でよろしいでしょうか。また、本書類提出のそもそもの目的についてご説明のほどよろしくをお願いします。	提出した下見積書の内容の扱いについては、積算内容の確認等に用いております。入札説明書に記載のない予算についてのご質問は、回答の対象外となります。
2	第2. 1 頁目	第2 1. 業務 の背景	「一般社団法人 海外建設協会 (OCAJI) 等が実施した調査によれば、円借款におけるDBの普及はあまり進んでいない」との記載がありますが、具体的にどの調査報告書を指しているのでしょうか。	2015年～2016年に、OCAJIとJICAの協力で行われた調査を指しています(調査報告書はありません)。
3	第2. 2 頁目	第2 4. 1 受 注者の業務 内容 (3) ②	「上記①で調査対象とした事業のコントラクターとなっている日本企業に対し、アンケート調査を実施し、DB設置に対するコントラクター側の認識・意見を徴収する。」とありますが、対象企業の特定及び事前の協力依頼といった支援を貴機構から得られるとの理解でよろしいでしょうか。	対象企業の特定、協力依頼レター(もしくはメール)の発出は、JICAで行います。
4	第2. 3 頁目	第2 4. 1 受 注者の業務 内容 (3) ③	「OCAJIにヒアリングを実施」とありますが、事前の協力依頼、実施時の同席といった支援を貴機構から得られるとの理解でよろしいでしょうか。	協力依頼レター(もしくはメール)の発出は、JICAで行います。
5	第2. 3 頁目	第2 4. 1 受 注者の業務 内容 (3) ④	ケーススタディにおける考察対象のうち、以下の項目について、具体的にどのような内容を想定されていますでしょうか。 ・DBメンバーの選出過程 ・DBメンバーの現場訪問の様子 ・DBの裁定の経緯及び結果 上記に該当する質問はJICAアンケート調査に含まれていないようであり、これらを電話やメールで確認するのも容易ではないと思われ、実施機関の協力が得られない場合は、どのような対応を想定されていますでしょうか。 また、「DBの裁定の経緯及び結果」についても、JICAアンケート調査に個別の紛争に係わる質問が含まれていないと思われ、電話やメールで確認するとしても、これら情報は秘匿性が高いため徴収は大変難しいと思われ、実施機関の協力が得られない場合は、どのような対応を想定されていますでしょうか。	●ケーススタディの記載については、以下の文献が参考になりますので、ご参照ください。 ・荒川清隆「海外のインフラ エホアラ港建設工事における紛争処理委員会(DB)」『土木施工』2010年(51巻12号)。 ●現在、71の実施機関に協力を要請しているところで、そのうち複数の実施機関からは協力が得られることを想定しています。そのうえで、御問合せの「DBの裁定の経緯及び結果」含め、協力が得られる範囲内で対応します。
6	第4. 2 頁目	第4 2. 請求 金額の確定 の方法	「直接経費」に係る経費については、契約金額の直接経費の定額内において、領収書等の証拠書類に基づいて、実費精算する。」との記載がありますが、国際電話による実施機関からの情報徴収については、どのような精算根拠資料がもとめられますでしょうか。	通話記録を含めた金額のわかる明細・領収書等を精算根拠資料とします(請求該当の通話記録は黒塗りで結構です)。頭紙として、発生した日付・通話先・内容(簡潔に)等を作成ください。
7	積算内 訳書 1頁目	1. 直接人 件費	基準等の列に、「人件費(月額)」の欄が一行のみですが、業務従事者別に行を用意し、個別に記入としてもよろしいでしょうか。	そのような記入でも結構です。